

新 JEITA モデル契約 (経済産業省モデル契約との相違点)

No	経済産業省モデル契約	新 JEITA モデル契約
1	<p>(定義) 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア 第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用 OS、クライアント用 OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む。）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（但し、FOSS を除く。）</p>	<p>(定義) 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア <u>第三者が権利を有するソフトウェア(ただし、FOSS を除く。)</u></p>
2	<p>(個別契約) 第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <p>④ 作業期間又は納期 (他条項省略)</p>	<p>(個別契約) 第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <p>④ 作業期間、<u>作業工数(作業量)</u>又は納期 (他条項省略)</p>
3	<p>(作業期間又は納期) 第6条 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>	<p>(作業期間又は納期) 第6条 各個別業務の作業期間、<u>作業工数(作業量)</u>又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>
4	<p>【B案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量（但し、ユーザの中止請求が可能）とする場合】 (再委託) 第〇条 乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。</p> <p>3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。</p> <p>4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>【B案】を<u>選択のうえ一部補整。</u> (再委託) 第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の<u>全部又は一部</u>を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。<u>また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(ただし、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。</u></p> <p>3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。</p> <p>4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>

<p>5 (連絡協議会の設置)</p> <p>第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。</p> <p>2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。</p> <p>3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要な者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p> <p>4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更（人員の交代、増減、再委託先の変更など）の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。</p> <p>5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。</p> <p>6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。</p> <p>7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。</p>	<p>【複数種類の会議体を設ける場合の条項案】（オプションとして用意） (複数会議体の設置)</p> <p>第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、甲乙双方の共同作業及び分担作業を含む本件業務の進捗状況の報告、課題・問題点の協議・解決、システム仕様書の内容の検討・確認等その他本件業務の円滑な推進のために必要な事項を協議するため、定期的に開催する会議体(以下「連絡協議会」という)を設置し、開催するものとする。なお、当該連絡協議会には、責任者及び主任担当者の出席を必須とする。また、複数の種類の連絡協議会を設けることができるものとし、この場合を含め、甲及び乙は、連絡協議会について次の各号を別途協議のうえプロジェクト計画書等の書面により定めるものとする。</p> <p>① 開催頻度・時期 ② 当該連絡協議会の名称 ③ 責任者及び主任担当者が複数設けられている場合には、当該連絡協議会の開催に必須とする甲乙双方の責任者または主任担当者 ④ 複数種類の連絡協議会を設ける場合は、第37条に基づく協議を行う連絡協議会の特定、各連絡協議会において取り扱うべき事項およびそれらの連絡協議会の関係(上下関係等) ⑤ 議事録作成の甲乙の分担および甲乙双方の議事録承認者 ⑥ 前各号の他連絡協議会の運営に必要な事項</p> <p>2. 連絡協議会は原則として、前項により定めた頻度で開催するものとするが、甲又は乙が必要と認める場合には随時開催することができるものとする。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要な者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p> <p>3. 第1項第(5)号により定めた分担に従い、甲乙のいずれかが連絡協議会の議事録を開催日から[3]日以内に作成のうえ相手方に提出し、相手方は受領後[3]日以内に確認するものとする。相手方の確認後直ちに甲乙双方の承認者が記名押印し、甲乙双方が各一部を保有するものとする。ただし、相手方が受領後[3]日以内に書面により別段の異議を述べない場合、当該相手方は当該議事録を承認したものとみなし、この場合、作成当事者は、相手方の受領日および相手方から何等の異議なく[3]日が経過した旨を記載のうえ当該作成当事者の承認者が記名押印し、相手方の承認者にその一部を送付することをもって足るものとする。</p> <p>なお、当該議事録には、当該連絡協議会における配布資料、報告事項、決定事項、課題事項(調査・検討等を継続して行うこととされた事項であり、実行当事者、スケジュールを含む)等が明確になるよう記載されるものとする。</p> <p>4. 甲及び乙は、連絡協議会において実行すべき事項とされたものにつき誠実にこれを実行するとともに、連絡協議会で決定された事項については、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。</p>
<p>6 (業務の終了・確認)</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 (第2項～第4項省略)</p>	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 (第2項～第4項省略)</p> <p>5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。</p>

<p>7 (業務の終了・確認) 第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定後〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 (第 2 項～第 4 項省略)</p>	<p>(業務の終了・確認) 第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 (第 2 項～第 4 項省略) 5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。</p>
<p>8 (要件定義書の精査・修正) 第〇条 乙は、甲が作成した要件定義書に基づいて外部設計書作成支援業務を行う場合、第〇条に基づき締結される個別契約において定めることにより、個別契約所定の期間内に当該要件定義書の内容を精査することができる。甲は、乙の要請に基づいて、乙の精査に必要かつ十分な資料を提供し、説明を行うものとする。 2. 前項の精査の結果、当該要件定義書に不十分な事項が発見された場合、乙は甲に対し、当該要件定義書の修正を求めることができる。 3. 前項の修正に関する手続については、第 16 条(要件定義検討会)ないし第 18 条(業務の終了・確認)の定めを準用する。 4. 当該修正に伴い個別契約の条件に変更が生じうる場合は、第 37 条(変更管理手続)の手続に準ずるものとする。</p>	<p>(システム仕様書の補正) 第〇条 乙は、ソフトウェア開発業務の遂行にあたって次の各号のいずれかに該当する場合、別途定める期間内に当該システム仕様書の内容を精査することができる。甲は、乙の要請に基づいて、乙の精査に必要かつ十分な資料を提供し、説明を行うものとする。 ①乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託せず、甲の用意したシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合 ②乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託し、第 17 条に基づく要件定義書の確定及び第 22 条に基づく外部設計書の確定がなされたにもかかわらず、その後ソフトウェア開発業務に関する個別契約が締結されるまでの間に、甲により当該システム仕様書が変更され、当該変更されたシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合 ③乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託したにもかかわらず、第 17 条に基づく要件定義書の確定及び第 22 条に基づく外部設計書の確定がなされず、甲が別途用意したシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合 2. 前項の精査の結果、当該システム仕様書に不十分な事項が発見された場合、乙は甲に対し、当該システム仕様書の修正を求めることができる。 3. 前項の修正に関する手続については、第 21 条(外部設計検討会)ないし第 23 条(業務の終了・確認)を準用する。 4. 当該修正に伴い個別契約の条件に変更が生じうる場合は、第 37 条(変更管理手続)の手続に準ずるものとする。</p>
<p>9 (検査仕様書の作成及び承認) 第 27 条 (第 1 項～第 3 項省略) 4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第 3 章第 2 節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>	<p>(検査仕様書の作成及び承認) 第 27 条 (第 1 項～第 3 項省略) 4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第 3 章第 2 節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書」及び「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>
<p>10 (瑕疵担保責任) 第 29 条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。 2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。 3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>(瑕疵担保責任) 第 29 条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。 2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。 3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>

<p>11 (未確定事項の取扱い)</p> <p>第 36 条 甲は、乙が本件業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、甲は、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を甲が確認の上、甲乙記名押印した書面を作成することにより、甲は、当該未確定事項の確定後、乙に対して確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、甲は未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を書面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は外部設計書の追完又は修正の業務をすみやかに乙に請求するものとする。</p> <p>2. 甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>(未確定事項の取扱い)</p> <p>第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という)がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。</p> <p>① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した書面を乙に速やかに提示する。</p> <p>② 前号に従い乙に書面が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該書面に記名押印する。</p> <p>2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を書面により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p> <p>3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの(当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したものとみなすことができるものとする。ただし、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第 52 条に従い本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。</p>
<p>12 (変更の協議不調に伴う契約終了)</p> <p>第 38 条 前条の協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、委託料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、甲が個別契約の続行を中止しようとするときは、甲は乙に対し、中止時点まで乙が遂行した個別業務についての委託料の支払い及び次項の損害を賠償した上、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。</p> <p>2. 甲は、前項により個別業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により乙が出損すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(変更の協議不調に伴う契約終了)</p> <p>第 38 条 前条第 1 項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、本契約又は個別業務の未了部分について当該個別契約を解約することができる。</p> <p>2. 前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。</p>
<p>13 (秘密情報の取扱い)</p> <p>第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。</p> <p>① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報</p> <p>② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報</p> <p>③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報</p> <p>④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報</p> <p>4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自（本契約及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。</p> <p>(第 2 項～第 3 項、第 5 項～第 7 項省略)</p>	<p>(秘密情報の取扱い)</p> <p>第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含み、以下同様とする)により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報(以下あわせて「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで開示することができるものとする。</p> <p>① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報</p> <p>② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報</p> <p>③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報</p> <p>④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報</p> <p>4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第 7 条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。</p> <p>(第 2 項～第 3 項、第 5 項～第 7 項省略)</p>

<p>14 (個人情報) 第 42 条 (第 1 項～第 4 項省略) 5. 【第 7 条について B 案を選択した場合】第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>(個人情報) 第 42 条 (第 1 項～第 4 項省略) 5. <u>前第 1 項の定めにかかわらず、乙は、第 7 条第 1 項に従い再委託する第三者に対して、第 7 条第 3 項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。</u></p>
<p>15 【A 案】 (納入物の著作権) 第 45 条 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。 2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 2 に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。</p>	<p>【A 案】を選択(条文変更なし)</p>
<p>16 【A 案】 (知的財産権侵害の責任) 第 47 条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。 ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること ② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること 2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。 3. 第 1 項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第 53 条（損害賠償）の規定によるものとする。 【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第○条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が甲の責に帰する場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。 2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、すみやかに書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。</p>	<p>【A 案】 (知的財産権侵害の責任) 第 47 条 甲が納入物に関し第三者から、<u>日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権</u>（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた<u>損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべからざる事由</u>による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。 (①～③号、2～3 項省略) 【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第○条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、<u>第三者の日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権</u>（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が<u>乙の責めに帰すべからざる事由</u>による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。 2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、すみやかに書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。</p>

17	<p>【A 案 ベンダが主体で選定する場合】 (第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第 48 条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。</p> <p>3. 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p> <p>【B 案 ユーザが主体で選定する場合】 (第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2. 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。</p>	<p>(第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第 48 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条 (変更管理手続) によるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p>
18	<p>【A 案 ベンダが主体で選定する場合】 (FOSS の利用)</p> <p>第 49 条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用しようとするときは、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を、書面により提供し、甲に FOSS の利用を提案するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、FOSS の採否を決定する。</p> <p>3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の FOSS 利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</p> <p>【B 案 ユーザが主体で選定する場合】 (FOSS の利用)</p> <p>第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2. 乙は、前項所定の FOSS の瑕疵、権利侵害等については、当該 FOSS 利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。</p>	<p>(FOSS の利用)</p> <p>第 49 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが 備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、FOSS を利用しようとするときは、第 37 条 (変更管理手続) によるものとする。なお、乙が第 37 条に従い FOSS の利用を提案する場合、第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するように努めるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</p>

19	<p>(権利義務譲渡の禁止) 第 51 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。</p>	削除
20	<p>(解 除) 第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>① 重大な過失又は背信行為があった場合 ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合</p> <p>2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>3. 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。</p>	<p>第 1 項の事由に以下を追加。</p> <p>⑥ <u>監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき①</u> ⑦ <u>解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき②</u></p> <p>(第 1 項第①号は削除)</p>
21	<p>(損害賠償) 第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、(〇〇〇の損害に限り) 損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。</p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額を限度とする。</p> <p>3. 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。</p>	<p>第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、<u>相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第 29 条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。</u></p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める<u>委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。</u></p> <p>(第 3 項は削除)</p>

以 上